

令和 6 年 1 2 月
令和 6 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 15 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 95 号	市長の専決処分事項の承認について （令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号））	5
議案第 96 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 97 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 98 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 99 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 100 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 101 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 102 号	栃木市新市まちづくり計画の変更について	6
議案第 103 号	工事請負契約の変更について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）	7
議案第 104 号	工事請負契約の変更について（平井川排水施設整備工事）	8
議案第 105 号	財産の取得について（清水川調節池整備事業用地）	9
議案第 106 号	財産の取得について（学校施設（20 校）LED 照明器具）	10
議案第 107 号	財産の取得について（学校施設（19 校）LED 照明器具）	11
議案第 108 号	指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）	12
議案第 109 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）	13
議案第 110 号	指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）	14
議案第 111 号	指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）	15
議案第 112 号	指定管理者の指定について（道の駅みかも）	16
議案第 113 号	指定管理者の指定について（大平運動公園）	17
議案第 114 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（奈良部俊次氏）	18
議案第 115 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（高際はま子氏）	19
議案第 116 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（中田美千子氏）	20
議案第 117 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（大竹教子氏）	21

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年11月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第12号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月17日

栃木市長 大川 秀子

令和6年8月5日、栃木市大光寺町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町新地内居住者

2 損害賠償の額

23,298円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年 6 月 3 0 日、栃木市岩舟町静和地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県古河市横山町地内居住者

2 損害賠償の額

1 9 , 4 9 3 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年 8 月 2 7 日、栃木市川原田町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町西野田地内居住者

2 損害賠償の額

3 8 , 5 0 0 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市新市まちづくり計画の変更について

栃木市新市まちづくり計画を別冊のとおり変更するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

栃木市長 大 川 秀 子

工事請負契約の変更について

令和 4 年第 7 回栃木市議会定例会において、議案第 1 3 2 号として議決を経た工事請負契約（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

契約金額を 8, 9 7 8, 7 1 5, 3 4 5 円とする。

工事請負契約の変更について

令和 5 年第 5 回栃木市議会定例会において、議案第 1 0 6 号として議決を経た工事請負契約（平井川排水施設整備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

契約金額を 4 2 0 , 7 9 4 , 0 0 0 円とする。

財産の取得について

清水川調節池整備事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 財 産 の 表 示

種別	地 目	面 積	所 在
土地	田、雑種地	12,030 m ²	栃木市箱森町字へタ松 173 番 1 他 13 筆

- 2 取得の方法 随意契約による買い入れ
- 3 取得予定価格 106,753,092 円
- 4 取得相手 栃木市箱森町地内居住者他 3 名

財産の取得について

学校施設（20校）LED照明器具として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 学校施設（20校）LED照明器具 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 186,252,000円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都千代田区神田練塀町3番地
東京センチュリー株式会社
代表取締役 馬場 高一 |

財産の取得について

学校施設（19校）LED照明器具として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の表示 | 学校施設（19校）LED照明器具 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 191,188,800円 |
| 4 | 取得相手 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17
NECキャピタルソリューション株式会社関東支店
関東支店長 田中 新治 |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平地域福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 赤羽根 正夫

3 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市藤岡地域活動支援センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目 1 番 40 号

名 称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 赤羽根 正夫

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 5 号

名 称 いすゞビルメンテナンス株式会社

代表者 代表取締役 岸下 裕武

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市北部健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

名 称 株式会社フクシ・エンタープライズ

代表者 代表取締役 福士 朝尋

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

道の駅みかも

2 指定管理者に指定する団体

所在地 埼玉県狭山市入間川四丁目 2 5 番 3 号

名 称 株式会社ニックス

代表者 代表取締役 荒井 英郎

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

大平運動公園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 1 1 番 1 号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内 1 6 階

名 称 株式会社エイジェックススポーツマネジメント

代表者 代表取締役 古後 昌彦

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市吹上町 7 9 0 番地 4

氏 名 奈良部 俊次

生年月日 昭和 3 1 年 5 月 2 2 日

議案第 1 1 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町藤岡 1 5 5 5 番地 4

氏 名 高 際 は ま 子

生年月日 昭 和 3 2 年 5 月 3 1 日

議案第 1 1 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町小野寺 1 9 9 番地

氏 名 中田 美千子

生年月日 昭和 2 9 年 5 月 2 9 日

議案第 1 1 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町静和 2 1 4 5 番地 1

氏 名 大竹 教子

生年月日 昭和 3 2 年 8 月 3 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

